

介護人材実態調査について(Q&A)

※本通知を確認された時点ですでにご回答いただいている事業所におかれでは、
本通知を踏まえた回答の修正をしていただく必要はありません。

<調査票 問2-1の職員数について>

Q1 特別養護老人ホームとショートステイを一体型で運営しているような場合における兼務職員のカウントについて

- (A) 兼務している職員については、事業所ごとで按分して記載してください。
(記入例) 特養0.5人、ショートステイ0.5人

Q2 「その他」として含まれる職員とは

- (A) 「その他」として該当する職員は、介護職員、介護支援専門員、看護職員以外の全職員（「管理者、計画作成担当者、生活相談員、支援相談員、機能訓練指導員（PT、OT、ST等）、医師、事務職員 等」とします。雇用形態として、派遣職員は含みますが、業務委託契約による従事者（清掃業務など）やボランティアで働いておられる方は、今回の調査では含めないでください。

<調査票 問2-3 採用者数・離職者数について>

Q3 同一法人の事業所間での異動は、採用・離職としてカウントするのか

- (A) 同一法人の事業所間での異動は、採用・離職のいずれにおいてもカウントしないでください。

<調査票 問3 ハラスメントを受けた経験の有無について>

Q4 ハラスメントを受けたと考える際の基準について

- (A) 各事業所の内規や運営基準等に照らしてご回答ください。
管理者様が直接受けたケースのみならず、職員の方が受けて、管理者様等に報告があったようなケースも当然含みます。